

薬生水発0225第1号

平成31年2月25日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

各上水道事業管理者 殿

各水道用水供給事業管理者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長

（ 公 印 省 略 ）

### 水道における緊急対策の実施について

近年の異常気象の頻発・激甚化や、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が高い確率で見込まれている状況等を踏まえ、国民の生活を支える重要なライフラインである水道は、より一層の強靱化が求められています。

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号）（以下、「省令」という。）第1条第4号においては、水道施設が備えるべき要件として、災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように配慮されたものであるとともに、速やかに復旧できるように配慮されたものであることが規定されています。また、省令第1条第7号イ及びロでは、地震力に対して水道施設が備えるべき要件が規定されており、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令第60号）附則第2号において、本規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事が行われている水道施設（以下、「既存施設」という。）であって、本規定の基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは適用しない旨の経過措置が置かれているものの、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」（平成20年4月8日付け健水発第0408001号）において、時を移さず適合させることが望ましいものと位置づけられています。

また、平成30年12月14日に政府全体でとりまとめた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下、「緊急対策」という。）においては、近年の自然災害による被害の教訓を踏まえ、2020年度までの集中的な取組として、水道施設においては、地震対策を一層強化するとともに、特に重要度の高い水道施設に対し、停電・土砂災害・浸水災害を踏まえた対策を実施することとされています。

以上の状況を鑑み、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）におかれては、改めて省令で定める水道施設の技術的基準への既存施設の適合状況について再点検するとともに、緊急対策の趣旨を踏まえ、水道施設の強靱化に関するより一層の積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

厚生労働省では、平成 30 年度第 2 次補正予算より、緊急対策の推進を図るための水道事業者等に対する財政支援の充実及び必要な予算を確保したところであり、これらの活用を含め、水道事業者等においては、対策の早期実施に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、緊急対策として集中的な対策が必要と位置づけられた水道施設を管理する水道事業者等に対しては、今後、対策の実施に関する進捗状況の調査を行う予定であることを申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

《参考》

- ・ 水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について 参考資料 1
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html>
- ・ 水道における緊急点検の結果等について（情報提供） 参考資料 2
- ・ 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01c.html>

以上